

第四十五回国会 法務委員会 會議録 第三号

昭和三十八年十二月十四日(土曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長代理 理事 三田村武夫君

理事 鍛冶 良作君 理事 唐澤 俊樹君

理事 小金 義昭君 理事 小島 徹三君

理事 赤松 勇君 理事 石野 久男君

理事 坂本 泰良君

上村千一郎君 大竹 太郎君

坂村 吉正君 四宮 久吉君

千葉 三郎君 中垣 國男君

馬場 元治君 松田竹千代君

井伊 誠一君 下部 政巳君

大出 俊君 大村 邦夫君

竹谷源太郎君 山下 榮二君

志賀 義雄君

出席國務大臣

法務大臣 賀屋 興宣君

出席政府委員

検 査 大臣官房司法事務 津田 實君

法制調査部長

委員外の出席者

検 査 大臣官房人事 神谷 尚男君

課長

判 事 最高裁判所事務 守田 直君

局長

判 事 最高裁判所事務 宮崎 啓一君

局長

判 事 最高裁判所事務 櫻井 芳一君

局長

判 事 最高裁判所事務 櫻井 芳一君

局長

判 事 最高裁判所事務 櫻井 芳一君

局長

判 事 最高裁判所事務 櫻井 芳一君

局長

判 事 最高裁判所事務 櫻井 芳一君

局長

判 事 最高裁判所事務 櫻井 芳一君

局長

竹谷源太郎君辞任につき、その補欠として上村千一郎君、松田竹千代君及び山下榮二君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員上村千一郎君、松田竹千代君及び山下榮二君辞任につき、その補欠として一萬田尚登君、中川一郎君及び竹谷源太郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号) 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

○三田村委員長代理 これより會議を開きます。

濱野委員長は本日都合により出席ができませんので、その指名により私が委員長職務を行ないます。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次これを許します。坂本泰良君。

○坂本委員 まず裁判官の關係からお聞きしますけれども、裁判官に対しては判事は特号というものがあつたわけですね。今度また特号を設けられるが、その關係はどうなっておりますか。その点をお聞きしたい。

○津田政府委員 ただいまのお尋ねの点でございますが、お手元にお配り申し上げております参考資料の四二ページの裁判官檢察官定額給与表(改正案)、これによつてごらんいただきますと、判事、検事につきましては、一般職の例にならぬとして、一般職一等級に特号が設けられたことに對しまして、判事、検事につきましても特号、報酬、俸給月額十六万円というものを設けるわけでございます。判事につきましても、さらにその上に一般行政職にない号俸を設けるという從來の方針に従ひまして、判事につきましても報酬月額十七万円といういわゆる特号を設けるといふことになるわけであります。このいわゆる特号と申しますのは、裁判官の報酬等に関する法律の第十五条の規定による報酬月額を十七万円と定めた、こういうことになっておるわけでございます。

○坂本委員 そこでお尋ねいたしますが、いま御説明の判事特号の十五条の關係者が從來何名ありましたか。それから今回の検事特号によつてこれに該当する者が何名か、まずそれだけお伺いいたします。

○津田政府委員 判事特号につきましても現在員は四十三人です。検事につきましてももちろん現在特号がございせんからそれに当たる者はないわけでございます。そこで将来の特号についてはいかがいたすかという問題につきましても、これは檢察官につ

きましては法務大臣と大蔵大臣とがきめる準則になるわけでございまして、これは準則が、この法律案が成立いたしましたら大蔵省と取りきめをするというところになっておりますが、大体五十名程度というふうには御了解願つてよろしいと思つます。裁判官のほうは約その三倍程度になると思つますが、これは大蔵省と裁判所と取りきめます次第でございまして、いずれもこの法律案成立後の問題となるわけでござい

○坂本委員 最高裁判所にお伺いしたいのですが、判事特号が今度設けられるわけですが、檢察官のほうはいまわりましたか、裁判官のほうで從來判事一、二、三、四号と、こうあるわけですが、この中から特号に該当する者は何名ぐらいの予定ですか。また全部の報酬俸給と、今度特号になった場合の報酬俸給の區別、したがつて特号にならない人はかえつてこの改正によつて安くなりはないかという心配があります。その点を御説明願ひたい。

○守田最高裁判所長官代理者 御承知のように現行の裁判官報酬法によりまして裁判官には一般の行政官、それから檢察官にない特号というものがあつたわけでございます。その特号に該当する者が十七万円のこの特号になるわけでありまして、それからその下に判事一、二、三、四号クラスで大体次官クラスと同一の程度の実収入の面に該當しておりました者が十六万円のところへ

入つていくわけでございます。そういういたしますと、新しい俸給表で一号、二号というところは、ずっと一号のところはブランクになりますし、それから二号のところは大部分がブランクになるわけでございまして、これらにつきましては、他の一般職の職員局長あるいは部長クラス、あるいは各省の外局長の長官クラスの給与の是正があるものだというふうにはわれわれは思つてお

入つていくわけでございます。そういういたしますと、新しい俸給表で一号、二号というところは、ずっと一号のところはブランクになりますし、それから二号のところは大部分がブランクになるわけでございまして、これらにつきましては、他の一般職の職員局長あるいは部長クラス、あるいは各省の外局長の長官クラスの給与の是正があるものだというふうにはわれわれは思つてお

入つていくわけでございます。そういういたしますと、新しい俸給表で一号、二号というところは、ずっと一号のところはブランクになりますし、それから二号のところは大部分がブランクになるわけでございまして、これらにつきましては、他の一般職の職員局長あるいは部長クラス、あるいは各省の外局長の長官クラスの給与の是正があるものだというふうにはわれわれは思つてお

入つていくわけでございます。そういういたしますと、新しい俸給表で一号、二号というところは、ずっと一号のところはブランクになりますし、それから二号のところは大部分がブランクになるわけでございまして、これらにつきましては、他の一般職の職員局長あるいは部長クラス、あるいは各省の外局長の長官クラスの給与の是正があるものだというふうにはわれわれは思つてお

入つていくわけでございます。そういういたしますと、新しい俸給表で一号、二号というところは、ずっと一号のところはブランクになりますし、それから二号のところは大部分がブランクになるわけでございまして、これらにつきましては、他の一般職の職員局長あるいは部長クラス、あるいは各省の外局長の長官クラスの給与の是正があるものだというふうにはわれわれは思つてお

入つていくわけでございます。そういういたしますと、新しい俸給表で一号、二号というところは、ずっと一号のところはブランクになりますし、それから二号のところは大部分がブランクになるわけでございまして、これらにつきましては、他の一般職の職員局長あるいは部長クラス、あるいは各省の外局長の長官クラスの給与の是正があるものだというふうにはわれわれは思つてお

入つていくわけでございます。そういういたしますと、新しい俸給表で一号、二号というところは、ずっと一号のところはブランクになりますし、それから二号のところは大部分がブランクになるわけでございまして、これらにつきましては、他の一般職の職員局長あるいは部長クラス、あるいは各省の外局長の長官クラスの給与の是正があるものだというふうにはわれわれは思つてお

入つていくわけでございます。そういういたしますと、新しい俸給表で一号、二号というところは、ずっと一号のところはブランクになりますし、それから二号のところは大部分がブランクになるわけでございまして、これらにつきましては、他の一般職の職員局長あるいは部長クラス、あるいは各省の外局長の長官クラスの給与の是正があるものだというふうにはわれわれは思つてお

入つていくわけでございます。そういういたしますと、新しい俸給表で一号、二号というところは、ずっと一号のところはブランクになりますし、それから二号のところは大部分がブランクになるわけでございまして、これらにつきましては、他の一般職の職員局長あるいは部長クラス、あるいは各省の外局長の長官クラスの給与の是正があるものだというふうにはわれわれは思つてお

入つていくわけでございます。そういういたしますと、新しい俸給表で一号、二号というところは、ずっと一号のところはブランクになりますし、それから二号のところは大部分がブランクになるわけでございまして、これらにつきましては、他の一般職の職員局長あるいは部長クラス、あるいは各省の外局長の長官クラスの給与の是正があるものだというふうにはわれわれは思つてお

申しますと、四〇ページの現行の裁判官檢察官定額給与表によりますと、判事、検事一号は十八万四千三百六十一円、これは一八%の特別調整額のつくもの、それからその次一二%のものは十七万七千五百八十七円、全然つかないものは十六万四千三十九円、こういうふうになっておるわけでございまして、一方行政職のほうの現在につきましては、四四ページにございしますが、一等級の九号は十九万二千二百七円、八号は十八万六千五百七十一円というところになっております。そういったところと、現在におきましても判事の一号、検事の一号の最高のも十八万四千三百六十一円のものよりは、行政職の一等級の八号、九号のほうが、一カ月の平均額は多くなつておるわけでありまして、これはどこに原因がございしますかと申しますと、一等級の九号ないし八号のこれらの行政職につきましては、いわゆる管理職手当、特別調整額が二五%になつておるといふ、その特別調整額の七%の開きから生ずる差でございします。したがって、今回たまたま御指摘がございました改正案によりまして、やはりそういうふうな差があるわけでございしますが、その点は全く従来と変わらないわけでございします。

○坂本委員 裁判所にお聞きしたいのですが、従来これで裁判所のほうは満足しておたのですか。かえつて安いのですかね。

○守田最高裁判所長官代理者 御承知のように、裁判官の報酬のうち、判事になりたてのところは一般の行政官吏に比べまして、わりあいによかつたわけでございしますが、上級の部分になり

ますと、管理職手当が初めは全然なく、それを何回か努力いたしまして、一八%、一二%という線が順次増してきたわけでございします。それでもどうしてもやはり差が出てまいりますので、予算におきましては、いつも同率の二五%の管理職手当もせひつけてほしいと言つてまいつたわけでございしますが、いかんせん、いろんな問題もございまして、結局裁判官に管理職手当を二五%つけるとかつけないとかいうようなことは、裁判官の現在の報酬の問題を合理的に改定するという方向で考へていくべき性格のものとして臨時司法制度調査会というものができまして、そこで検討するということになりましたために、いまだにこの二五%の管理職手当の解決ができていない状況でございします。そうでありまうけれども、しかしその点につきまして、決して裁判所としては低くなつてゐるのを満足するわけではないのでありまして、来年度もまたその率の改定の予算要求をいたしておるわけでございします。

○坂本委員 そこで裁判所にお聞きしたいのは、現在一八%と一二%に分かれておるのですが、その人数と、それからいま局長が言われましたように、二五%あるいは一八%、一二%と要求しておられるのですが、それに該当する人員はどれくらいあるか、その点をお聞きしたいのです。

○守田最高裁判所長官代理者 現在管理職手当として入っておりますものは一八%が八十七人、それから一二%が四百二十二、合計五百九人になつております。二五%として予算要求をいたしておりますのは、この八十七人分につ

きまして、いまの一八%のものを二五%に要求しておるわけでございします。

○坂本委員 局長、下の一八%、一二%……

○守田最高裁判所長官代理者 現在四百二十二名のうち、その一部を一八%で、一部を一二%に要求しておりますが、四百二十二名の中の一八%を要求している部分の数をいまここに持つておりませんが、こまかい計算の上でそういう要求をいたしておるわけでございします。

○坂本委員 私の聞くとところによると、五百数十名のうちの一八%が百七十五人、一二%が二百九十人、こういうふうになっておるようですが、その点はいかがですか。

○守田最高裁判所長官代理者 予算要求の点はちよつとただいまここに資料を持つておりませんが、概算しか申し上げられませんが、御承知のように現在この改正案が通りますと、いままで一八%ついていた人たちのほとんどが十六万円、十七万円になるわけでございします。そこでそういう人たちの分のほかに、その人たちは一応みんな管理職手当が支給されなくなりますので、それで結局残りの部分につきまして、それが認められますと、いままでの要求予算の数が変わつてくるわけでございまして、その関係で正確なことが現在申し上げられない状況になつておるわけでございします。ですから、その点は至急に調べまして、また機会を得て御報告申し上げたいと思ひます。

○坂本委員 檢察官のほうはどうなつておりますか。

○津田政府委員 檢察官につきましては一八%の特別調整額をつけられておる者が七十三人、一二%の特別調整額をつけられておる者が二百一人、合計二百七十四人でございします。なお、今回十六万円に格上げされる者が出てまゐるわけですが、これは御承知のとおり管理職手当はつけないことになつておりますので、その分にあたる数はこれから一応は引かれるわけでございしますが、あと増額を要求しておることとあります。

○坂本委員 そこでお聞きしたいのですが、裁判官で今度の改正の判事特号に入る人は大抵何名の予定か、檢察官のほうは何名の予定か、その点をお聞きたい。

○津田政府委員 これは先ほども申し上げましたように、この法律が成立いたしました後の準則あるいは最高裁判所と大蔵大臣との協議の結果決定される問題でございしますが、ただいまのところ考えられておる概算は、検事につきましては十六万円、つまり特号が約五十人くらい、それから裁判官につきましては三倍ないし三倍を若干上回る数、それから裁判官につきまして十五条特号、すなわち十七万円にあたる方は現在裁判官で特号を受けておる人そのままでございしますから、その人は現在四十三人でございしますから、それがそのまま移るわけでございします。

○坂本委員 そこで裁判所にお聞きしたいのですが、裁判官の数が相当多いと思うのですが、検事と裁判官の何と何ののですか、比率、その点についてわかつておたら説明していただきたい。質問の趣旨は、裁判官が檢察官より人数がうんと多いでしょう。そうし

て裁判官のほうには四十三人の今度の改正にも関係のない人がおるから、それ以外の裁判官は三倍というふうな、いま法務省側の御答弁でしたから、そのパーセンテージはどうかということですが。

○守田最高裁判所長官代理者 パーセンテージのあれは持つておりませんが、現在いわゆる十年の判事補を終えまして判事に任命されている者は千二百人ほどおるわけでございします。そのうち所長あるいは高等裁判所の長老の裁判長、こういった人が従来から、現行法でも特号になつておるわけでございします。この人たちが現在四十三人ほどおるわけでございします。これが一番上の特号、すなわち十七万円に当然なつていくわけでございします。それ以外の所長、それから高裁の裁判長あるいは地裁の第一線におるばりりの裁判長、こういったクラスは大体十六万円になつていくわけでございまして、それがただいま津田部長が言われました数になるわけでございします。全部合

わせますと、特号以上が二百人程度ぐらいになるものというふうになつておるわけでございします。それ以下順次あるわけでございします。御承知のように現行の一八%、二五%というところの人たちが十六万円、二五%というところの分が将来はどういうふうに変つていくか、人数はちよつと正確に申し上げられないわけでございします。それが、この改正法案が通過いたしますと、その点が今度は明確になつてゐるというふうになつておるわけでございします。それ以上のパーセンテージの点は、ただいま持ち合わせがございせんので御容赦を願ひたいと

思います。

○坂本委員 検事のほうは五十人くらいとおっしゃたが、全部で何人でございますか。

○津田政府委員 現在検事で七号以上の者は六百六十二人おりますが、今回は十六万円の対象となる者は、大体検事につきまして現在一号、二号に於ける者、三号に於ける者の一部、そういう範囲という事でございまして、これは経験年数に徴しまして、現在各省の事務次官に劣らない程度の経験年数を持つておるといふところが基準になりまして約五十人おる、その中から選び出して十六万円の特号に格づけをする、大体そういうことになると思ひます。

○坂本委員 そこで法務大臣にお聞きしたいのですが、昭和二十三年ころまでは裁判官の報酬というものは、これは一号、二号に該当するのですが、事務次官以上の報酬であつたのです。それが二十六年ごろ、いわゆる一万六十二円ベースになつたとき一般行政官並みという問題が起きました、それで裁判官の報酬、給与に対する改正がなされてしまひまして、そして現在のようになつておりました、私もよく計算したわけでもないですけれども、今回の改正案によれば、検察官もそうだろうと思ひますが、裁判官のほうはいわゆる特号、十六万円に入らない人はかえつて安くなるんじゃないか、こういうことを言われておるわけですが、そういうような点について、もちろんこの問題は昭和二十六年の際には裁判官も検察官も任用制だから一般行政官並みだ、こういうことで裁判官の報酬の改正が行なわれた、こう思つてお

るのですが、そういうような状態がずっといままで続いておりました、今度の改正についてもそういう差別がでるようなふうに見えるわけですが、そういう点について大臣はどういうお考えを持っておられるか。また、今後やはり司法権の独立というふうなことを考えますと、裁判官の報酬については、二十三年ころまでのような関係をつくつて、そしてつりつぱな裁判官によつて裁判をやる。こういうふうなことも考えられるわけですが、そういうような点について御所見を承りました。

○賀屋国務大臣 戦後裁判官、検察官の給与が、戦前に比しましてはほぼ一般に改善されたと思ひます。しかしその後、いまお話がございましたように、いろいろ変化がございまして、その変化につきましては、各方面またそれぞれ御意見がある次第でございまして、それで一般の給与その他全体としてしましては司法制度調査会におきましてたゞいま検討をされております。その検討の結果は、今後政府におきましても重要な資料として給与の問題の決定にあたつてこれが非常に役立つわけと思ひます。

ただいまのところどうかと申しますと、今回公務員給与の改正の勧告がございまして、それで一般の行政官そのほかみな引き上げるわけでございますが、その権衡につきましては、現在の権衡を乱して一部の者が不利益をこうむることの絶対はないように、裁判官、検察官につきましては検討してまいり、また政府内部のやりとりにおきましては十分に主張をいたしたわけでございます。それで俸給のある段階に

ついてかえつて増加の仕方が減るのでないか、行政官よりも不均衡になるのではないかという御指摘がございまして、これは前に政府委員が申し上げましたとおり、そういうことは全然ない次第でございまして。

それからなお全体としまして、いまお話が出ております十六万円、十七万円の特号の問題でございまして、この十六万円の特号は、一般の行政官につきましては各省内でたゞ一人の事務次官、最高レベル、特別のものだ、それをたゞ一人そうするのだという主張でございまして、現在裁判官や検察官でございまして、現在裁判官や検察官で

お答えを申し上げましたように、あるいは二百人余り、四十人幾らという人数につきましては、打ち明けて申しますと、一般の行政官のほうでは裁判官や検察官のほうに非常に有利に過ぎるんじゃないか、その省系統全体の行政官でたゞ一人十六万円の特号というのに、検察官はそれが何十人となり、裁判官のほうはそれ以上の十七万円という特別な、従来もそのハンディキャップがあつたのですが、相当認めておるといふ考えもあるくらいでございまして、いままでの給与の比較につきましているいろいろ御意見があることはごもつともな点もございしようが、今回の引き上げにつきましては、率直に申し上げますと、裁判官や検察官のほうはどうも割りによかつた。ほかの行政官ではこのくらいではないかというふうなことでございまして、その特十七万円、十六万円、特号の下の方は、裁判官や検察官と一般の行政官との比較で不利な点がありはしないか、まことにそういう点に留意しますことは必要でござい

ます。検討いたしまして、そういうことはないという事でいま提案いたしました次第でございまして。基本的には、なお司法制度調査会等の研究を待ちますが、今回の引き上げにつきましては、決して従来の権衡を破つて裁判官や検察官に不利益になることはない、かように考へておる次第でござい

ます。

○坂本委員 ところでいま大臣の御説明で、現在不利益でないといふのは、やはりこの改正によつていろいろな管理職その他の点が相応して上がるわけなんです、やはりその上がつたところ

で不利益のない、こういうふうにご了解してよろしうございませうか。

○賀屋国務大臣 さようでござい

ます。従来のこの上がある前の権衡を不利益に直されたといふことはないので、まあ簡単に言えば、従来のハンディキャップは依然として上のところは上

にいつてゐるということでございます。

○坂本委員 まあ、この裁判官、検察官の給与の問題は、臨時司法制度調査会

で、あれは来年の八月ごろまでに答申を出してやるといふことになつてお

りまして、やはり裁判官の報酬も上げなければ法曹一元も達せられないし、また、俸給だけじゃないのですが、

りつぱな裁判も行ない得ないし、検察官も独立して権力その他に左右されず

に公平な検察事務を遂行する、そうする

臨んで努力せられるかどうか、その点の御所見を承つておきたい。

○賀屋国務大臣 臨時司法制度調査会

は、たゞいま進行状況と申しますか

程度と申しますか、いろいろ基礎的の

事情を非常に調査してゐられるわけ

でございます。この調査に基づいてい

思います。

○津田政府委員 内閣総理大臣、これと従来同様にきめられております最高裁長官、あるいは国務大臣、それと同様にきめております最高裁判事ないし検事総長、この関係につきましては、ただいま御指摘のような増額がこの原案になっておるわけでありまして、その根拠と申しますか、につきましては、これは主として所管である大蔵省のほうにおいて検討いたしましたわけでございますが、結局は現在の対比すべき他の民間あるいは準民間のこれに類する機関等の給与の比較におきましてかような額が適当であるという意味において定められたものというふうに考えております。

○志賀(義)委員 そうしますと、他の官職の場合ですね、あるいはこれ以外の法務省関係あるいは裁判所の関係でもよろしゅうございしますが、それはいまのような一般の社会の人に比べては上げられなかったのでしょうか。つまり、この四人だけは特別に社会の一般の給与と比較してこれくらい出さなければつり合いがとれない、こういうあなたの御答弁だったですね、大蔵省を代弁されて言われるところでは、そうすると、他の職員の方は一般社会と比べてこれほどの率を上げなくてもよろしい、こういうふうにならば、それをそうしてよろしいという積極的な理由があったら御説明願いたいのでございます。

○津田政府委員 ただいまただ四官職について御指摘があったので四官職について申し上げたわけでございますが、なお、その申し上げる中で、さらに外国の総理大臣あるいは国務大臣等

の比較も考慮した上これらの職種についてきめられておるということもあわせて申し上げておる次第であります。

なお、他の一般官職につきましては、もちろん民間給与その他の準民間の給与と比較いたしましてそれぞれこの増額率をきめたわけでございます。したがって、その一般原則、すなわち民間その他の給与と比較して、この増額率をきめたという一般原則は、総理大臣から下の全官職に通ずるものと了解いたしております。

○志賀(義)委員 そうしますと、何ででしょうか、池田内閣発足当時に、総理大臣はたとえ十五万円になっておりました。今度は四十万円になっておりました。こういう率で一般職員の場合もやはり計算されているのでございましょうか。一般職員の率はどうでございましょうか。

○津田政府委員 ただいま申し上げましたのは不十分であつたかと思ひますが、要しますに、官職以外の他の職種の同一または類似のものとの比較あるいは外国との比較等を考えて、それぞれの率を出しておる、こういう意味でございますから、その原則は、みな他の同一の職種というものに比較してどうかという原則は全部同じ。ただ具体的に、他の職種について同様なものがたくさん率において上がつておれば、こちらの官職においてもその率に見合う程度に上げる、こういう考え方であります。

○志賀(義)委員 そうしますと、ごく常識的な日本語に訳しますと、官職の非常に上の特別職の人については倍率を多くしたが、その他の人はそれほど

にはなっていない。それをあなたは原則とおっしゃるのですが、その原則に従つて同じようにやつたのだ。そうすると、結論としてはそこです。開きが大きくなつてくる。池田内閣発足当時の、いま申し上げました特別職の場合と一般職員の場合、ことに下級人の場合にはますます開きが大きくなつてくる、こういうことに事実になつておりますね。その点はお認めになりませんか。

○津田政府委員 他の特別職につきましても、この最高俸に当たるものは内閣総理大臣でございますが、それ以下の特別職もたくさんあるわけでございます。そういう特別職につきましては、やはり民間の同じような職種についての賃金の上がり方を考えて倍率をきめておるというところでございまして、特別職だけを取り上げて特に上げたいということにはなっていないわけでありまして、すべて同種の職種について考えるわけで、同種あるいはそれに準ずる職種についての賃金の比較と考へていくわけでございますから、民間について、その職種に当たるものの給与が従来に比してたくさん増しておれば、官職の中にその職種に当たるものについてはいや、従来に比してたくさんにすることを。こういうことにすぎないわけでございます。

○志賀(義)委員 いや、私のお尋ねしているのはそういうことではございませぬ。それはもうたびたび伺ひましたから、よくわかつております。一般職、ことに低い人に比べて、特別職でも上のほうの人の上が率が大きい、大きくしたということをお認めになるかどうかということです。それだけ伺

えばよろしい。ほかは要りません。

○津田政府委員 それはお手元に差し上げておきます倍率の比率によつてござらんだければ当然でございまして、内閣総理大臣については五十数%になつており、その他については必ずしもその率になつていない。あるいは内閣総理大臣以外の大臣あるいは特別職の職種あるいは一般職の職員について五十何%あるいは四〇%、三〇%というものもありますし、数%のものもあります。すべてそれは他の同種の職種との対比から出ている問題であるというところでございまして。

○志賀(義)委員 相変わらず私の質問の点にはお答えにならない。そうすると、今度給与を上げるのは物価が高くなつたからそれに応じて上がるということがあるでしょう。そうしますと、内閣総理大臣は物価が高くなつたの一番こたえるから上げる、一般職の下級の人は物価が高くなつたのがそれほどこたえないから上げない、こういうことになりませんか、その点を端的に御説明願いたいと思ひます。

○賀屋国務大臣 いま志賀さんのお尋ねのような趣旨にはならぬと思ひます。特別職が相当上がった率が多いことはお説のとおりであります。これはまあ端的に申しますと、私、受け売りでございますが、従来のバランスが、池田内閣出発のときの給与のバランスは、一時特別職のようなのをいままでの給与の引き上げのときにうんと押えてきておつた、だから池田内閣の始まるころの出発点が非常につり合ひを得ておるといふ考えでもなかつたようでございます。端的に言えば、前にもつと上げておるべきものが上がつて

たいと思います。

○守田最高裁判所長官代理者 まずお尋ねは、この法案の改正によって判事補の志望者が修習生からふえる見込みがあるかというお尋ねと思います。これは来年の四月になりますと、はじめて司法修習生の講習を終わります。判事、判事補あるいは検事、あるいは弁護士の方へと進んでいくわけでございます。したがって、現在の状況では、もう初めから判事補を希望しておられるという者は、私の聞いた範囲では三百四十九名中七十名くらいは判事補に承っております。それから判事補になるか検事になるか、あるいは判事補になるか弁護士になるかといふことについて迷った方が相当数おられるわけです。もう少したないとはっきりした数はわかりませんが、私どもの見込みでは百名前後は志望するものといふふうに考えておりました。その数から申しますと、例年よりは少しはよくはなからうかといふふうな見通しを持っておるわけであります。しかし、いよいよとなつてみませんと、たとえばもう少し具体的に申しますと、修習生が修習を終わって弁護士事務所に入ることがはつきりするのがずっと先になりますので、実際問題としては、やはり予想はその程度でありますけれども、今年度もその程度で変わらなないので、最終的には八十名前後になるのではないかと、いふふうにも考えられますので、ちよつと予測が立ちかねるわけでございます。そしてそれがこの法律の改正によってどういふ影響があるかといふことは、ちよつとその辺の關係はたいてい申し上げるわけにはまいりません。

○志賀(義)委員 私のこの前伺つたのは二月二十六日でございます。そのときあなたの方のほうにいまの問題を伺つたが、それはことしの四月になりました、あなたの方の予想した以上になつたか以下になつたか。それから見て今度の改正をすれば、この次にはあなたの方へふえるようなお見込みでございますか。ことしの実績はどうであつたのですか。そして今度の改正をするにについては、これくらい上げればよりよくなるだらうというふうな現実の評価の上になされたのですか、どうですか。

○守田最高裁判所長官代理者 正確なことは申し上げられませんが、この法案の改正によりましてそれがどれだけの影響していくか、これは弁護士さんの収入の問題とも関連してまいりますが、大きい意味では大きな経済事情との關係がございますので、これだけの改正によつてはたして判事補の大増員が期待し得る、それほど強い因果關係を持し得るというふうなことは、ちよつと私のほうとしては現在の段階では申し上げられませんが、ことしの四月八十五名ほど判事補を採用いたしました。来年も少なくともそれは大体確保できるのではないかと、いふ見通しを現在持っております。

○志賀(義)委員 法務大臣は間もなくお出かけになるそうですから、簡単に質問しておきたいのですが、それは法務省の一般職員のほうから、ここの袋で出ております。これだけの袋で、これは全国の法務關係の職員の給料袋です。全部私のところにておる。これで見ますと、大体二、三千円から五千円くらい共済組合のほうから

借りた金を毎月返しているのです。そこから、これは一般の他の官庁にも共通することですが、いまの一律五千円上げてくれ、こういう要求が出てくるのであります。いろいろな実例がありま

すが、その実例はあとで申し上げることにして、あなたは大蔵省の大先輩だからよくお聞きしたいと思うのですが、これはあなたの方の全国司法部職員労働組合から国家公務員共済組合連合会の理事長の今井さんあての公開質問状でございますが、その中に昭和三十七年度の国家公務員共済組合連合会の決算書によると、収入は二百四十六億円、支出は四十二億円でありまして、結局約二百三億円の黒字となつております。しかも四年前に出発した百億円の長期積み立て金が本年度末には八百六十億円になつておる。配当利子収入だけで四十二億円ですから、支出分はこれでもまかなえるのです。それを今度は共済掛け金を上げようといふので、これは国家公務員全体の問題になつておる。これはこの国会の職員をも含めてであります。これはどうでしょう。特にあなたの方の管理下の職員の方々から、ここの公開質問状が今井さんへ出ておる。やはりあなたも法務省の職員から、ここの袋で出ておるのに対して、そして職員はここのように、いふ共済掛け金から借りて、いふ、それに對して赤字だからもう少し掛け金を上げなければならぬといふこと、いま予算作業で急いでおられるようでありまして、ここの点については、責任者としての法務大臣としてどういふようにお考えでございますか。その一点だけを伺つておきたい。

○賀屋国務大臣 実はいまの問題は、ほんとうのところ詳しく承知いたしておりません。ただ共済組合などの収支は、現実の収入、支出だけではわからぬと思ひます。将来のおそらく年金制度があるのじやないか。その積み立て金というものは資産として保留しなれば、将来の財源に見合ふないわけでございます。だから現実のその年の収入、支出だけで赤字であるかないかという判定はできないのじやないか、だから、おそろ、いまの御質問のおこ

とばかり私が察しますと、それを考えまして、将来の年金を支弁していくための原資としては、掛け金を増さなければいけないという数字が事務的に出ておるのじやないかと存じます。一々の組合が具体的にどうなつておるか、いま申し上げられませんが、おそろ、そこは検討の問題があるじやないかと、おこばでは察した次第でございます。

○志賀(義)委員 どうも法務大臣は、生命保険ができた初めのことと将来の収支のことと、いまの共済組合のことを混同しておられるようでございます。これはほとんど加入者がふえていく場合の生命保険と、すでに定員がきまつておる場合の国家公務員の場合と同じようなお考えで御答弁なすつては少し見当が違ふのじやないかと思ひます。

○三田村委員長代理 ちよつとおはかりしますが、予算委員会の方で討論

が始まるそうです。法務大臣の出席を求めておりますから、あとまた帰つてきてからやります。向こうが終つてしまつたらすぐこつちへ来られますから、御了承願ひます。

○志賀(義)委員 この前、この二月二十六日の通常国会の法務委員会、この問題に關連して平賀局長の言われたことと守田さんの言われたこととが違つておる。たとえば平賀局長の言われたことは「法務局の職員が必ずしもりっぱとは言えないのみならず、非常に古い老朽、狹隘な庁舎で忙しい思いをして働いておられて、超過勤務手当なんか必ずしも他と比べてよろしくない、そういう不利な条件のもとで働いておられる。この待遇を改善する必要がある」といふふうな言つておられる。ところがこれに對してあなたは「裁判所の職員も、裁判官以外の職員の俸給は一般職の職員の給与に關する法律が適用されておられて、それはより下回つておるというふうなことは全然ないわけでございます。」「ど

ちらがほんとうでしょう。」「守田最高裁判所長官代理者 ただいまおっしゃつたことは、そのとおり少しも間違つていないと思ひます。と申し上げることは、平賀局長は法務省の民事局長でございます。法務省の關係の登記その他の事務に従事している法務省關係の職員についてお述べになつたことでありまして、私が述べたのは、裁判所の職員について述べたわけでございます。したがって、少しも食い違つておるというふうな性格のものではないわけでございます。

○志賀(義)委員 そうすると、第一、裁

判所と法務省の職員の中に差別があるということは認められるわけですね。

○守田最高裁判所長官代理者 差別があるかどうか、私にはわかりません。私は裁判所の職員について申し上げたわけでございます。

○志賀(義)委員 それがあなた方独特の言いのがれというものでして、ちゃんと違うと言っておるじゃありませんか。

では、あなたがそういうふうに言われるなら、ちよとよろしい、私はそのときに判検事の問題と同時に、一般職員の問題についても質問いたしました。そのときに——なおもう一つだけ伺っておきますが、三田村委員とも一緒に行きまして、裁判所長と検事正との間で、ぜひとも判事の家を見

てくれ、検事の家を見てくれと、途中で半分拉致されるようなかつこうで私ら調査したことがあります。住宅問題はそれ以後ずっと解決されておりました。毎年百戸ずつくらい建てられておるといいますが、現実に行進しておりますか。

○守田最高裁判所長官代理者 今年十月一日現在で申し上げますと、裁判官は現在員が二千三百九十一名おるわけでございます。そのうち自宅その他住居の安定しているものが六百八十八名、それから、宿舎がもうすでにできたのが、千三百七十戸分できています。そして今後必要数が三百三十三あるわけでございますが、このうち八十戸分は四月までにでき上がりますので、差し引き必要数として残っているのは二百五十三あるわけでございます。これをできるだけ早急に解決するために、昭和三十九年度予算

で要求をいたしておるわけでございます。

既設宿舎の内容の点になりますと、あるいはただいま志賀委員の仰せられたように、裁判官の宿舎として満足すべきものではないということは、指摘され得る面があると思っておりますが、これはまずこちらのほうから全部を解決しながら、それとあわせて改造していく以外に方法がないかと思っておりますが、その具体的な内容は、これは経理関係でないとよくわかりません。人事担当者としてはこの程度の説明しかできませんので、御了承願います。

○志賀(義)委員 裁判所だけでなく法務省関係全体ですが、どの範囲の人に宿舎を提供し、あるいは住居手当というものを出し——宿舎手当というもので、どの職員以下はそういうものを出していないのですか。区別はありますかどうかですか、その点をお答え願います。

○津田政府委員 方針といたしましては、職種その他によって全然区別はいたしておりませんが、ただ実際問題として必要戸数を充足していないことは事実でございます。したがって、その地に長くいる人は先に入るといふ状態はできています。あとから転入した人は入居がおそくなるといふような関係はありますが、それもまた、たまたま交代で転任するといふような場合は、新たに転入した者でも直ちに入居できるというふうな状態もあるわけですね。法務省管下におきましては、検事のほうにつきましては現在充足率は八七%程度、戸数にいたしまして不足しておるものが九十一戸くらいでございます。なお、この戸数の問題

と、さらにまた住居の改善の問題であります。これは法務省におきましては検事を含めて職員全般について通ずることでありまして、まず北海道道その他の寒冷地の住居の改造を主といたしまして、それに力を入れておりますが、北海道地区は逐次改善の実が上がつていくように思っております。

○志賀(義)委員 いまのお話を聞きますと、この前伺ったときに比べて判検事の宿舎の問題は若干ずつは改良されているように思えます。しかし、裁判所並びに法務省で一般職員の宿舎はどうでしょうか。この給料袋を見てみても、別に住居手当とか宿舎手当というものはないので、出ているのでしょうか、全然出ていないのでしょうか。

○守田最高裁判所長官代理者 宿舎手当という手当は、現在一般職員の職員の給与に関する法律では定められていないわけでありまして、それを準用いたしております。裁判所職員にも、同じく宿舎手当は支給されております。現在の裁判官以外の一般職員の宿舎状況を数字的に申し上げますと、裁判官以外の一般の職員は二万二千三百七十七名でございますが、裁判官以外の職員は一般にその土地から通っている人が非常に多い。裁判官のように全国を転任するといふものが非常に少ないわけでございます。自宅から通っておりますので、そういうために住居の安定している者が一万四千六百七十八名ほどあるわけでございます。すでにでき上がった宿舎に入っているのは千四百二十一名あります。必要数があると四千三百三十八戸ほどになっておりますが、本年度中に解決されるものは百四十八戸

ばかりありますので、結局今後予算的に解決しなければならぬのが三千九百九十という数字になろうかと思っております。もちろんこの数は早急に解決して、一般職員が十分に安心して職務ができるようにしてあげたいということではわれわれも考えておるわけでございますが、これと一度に三千九百九十を解決することはできませんので、順次これを解決していきたいというふうに考えております。

○志賀(義)委員 最近私も陳情を受けました。行二の人が非常に差別待遇ということを言っております。これは国家公務員全体についてそのようでありまして、やはり裁判所並びに法務省においてもそういうことを訴えておられるようでありまして、どういふ点でこの差別待遇ということが特に言われるのか。そういう点で、あなた方は陳情なり不満なりを受けられて、この点は改善しなければならぬという点でお気づきの点がございませうか。どういふものの特に業種という職種として行二に当てはめておられるか、その点御答弁願います。

○守田最高裁判所長官代理者 御承知のように、裁判所職員は、ただいま申し上げましたように裁判所職員臨時措置法というのがございまして、それによりまして一般職員の給与に関する法律を準用いたしておるわけでございます。そういう関係から、一般職員の給与に関する法律で行政一表、行政二表というので分かれて、それぞれ適用する人を異にしておるわけでございます。その行政二表の適用をさされる職員は、政府職員と全く同じでございます。裁判所に限って範囲を広げ

たり範囲を狭めたりしている部分はないと思います。その適用される部面、職種を申し上げますと、大体技能職として甲、乙がございまして、それには電話交換手、タイピストの見習い、運転手、電工、汽かん士、営繕手、調理士、それから労働職といたしましては、甲、乙がございまして、守衛、庁務員、エレベーターの運転士、給仕、こういったものが行政二表を適用されておるわけでございます。合計いたしますと千八百五十三人ほど二万人の中におるわけでございます。この人たちは、私は直接こういう人々と折衝するといふのはおかしいのですが、役員を通じていろいろ話を聞くわけなんです。ぜひこの行政二表というものを撤廃してほしい、何か一表と二表との間に差別をつけられていふような気がする。だからどうかひとつこれは撤廃してほしいというのを切実に訴えてまいっております。が、御承知のように私のところでは一般職員の給与に関する法律を準用いたしております。関係上、人事院が勧告をいたしまして政府がこれを撤廃しない限り、私ども

のところではどうにもならない、できるだけその意向は伝えるということをやっておるわけでございます。これらの人たちは、初任給は決して悪くはない。しかしある程度進みますと、十年ないし十数年たちますと、行政一表適用者よりは少しづつ上り方がおそくなっている。これが実に困るというのが切実な撤廃の願ひの基礎のようにございまして、そういう点につきましましては人事院も十分考慮いたしておるものと思っております。将来は改善される問題ではなからうかというふうに私ども

も、さらにまた住居の改善の問題であります。これは法務省におきましては検事を含めて職員全般について通ずることでありまして、まず北海道道その他の寒冷地の住居の改造を主といたしまして、それに力を入れておりますが、北海道地区は逐次改善の実が上がつていくように思っております。

○志賀(義)委員 いまのお話を聞きますと、この前伺ったときに比べて判検事の宿舎の問題は若干ずつは改良されているように思えます。しかし、裁判所並びに法務省で一般職員の宿舎はどうでしょうか。この給料袋を見てみても、別に住居手当とか宿舎手当というものはないので、出ているのでしょうか、全然出ていないのでしょうか。

○守田最高裁判所長官代理者 宿舎手当という手当は、現在一般職員の職員の給与に関する法律では定められていないわけでありまして、それを準用いたしております。裁判所職員にも、同じく宿舎手当は支給されております。現在の裁判官以外の一般職員の宿舎状況を数字的に申し上げますと、裁判官以外の一般の職員は二万二千三百七十七名でございますが、裁判官以外の職員は一般にその土地から通っている人が非常に多い。裁判官のように全国を転任するといふものが非常に少ないわけでございます。自宅から通っておりますので、そういうために住居の安定している者が一万四千六百七十八名ほどあるわけでございます。すでにでき上がった宿舎に入っているのは千四百二十一名あります。必要数があると四千三百三十八戸ほどになっておりますが、本年度中に解決されるものは百四十八戸

ばかりありますので、結局今後予算的に解決しなければならぬのが三千九百九十という数字になろうかと思っております。もちろんこの数は早急に解決して、一般職員が十分に安心して職務ができるようにしてあげたいということではわれわれも考えておるわけでございますが、これと一度に三千九百九十を解決することはできませんので、順次これを解決していきたいというふうに考えております。

○志賀(義)委員 最近私も陳情を受けました。行二の人が非常に差別待遇ということを言っております。これは国家公務員全体についてそのようでありまして、やはり裁判所並びに法務省においてもそういうことを訴えておられるようでありまして、どういふ点でこの差別待遇ということが特に言われるのか。そういう点で、あなた方は陳情なり不満なりを受けられて、この点は改善しなければならぬという点でお気づきの点がございませうか。どういふものの特に業種という職種として行二に当てはめておられるか、その点御答弁願います。

○守田最高裁判所長官代理者 御承知のように、裁判所職員は、ただいま申し上げましたように裁判所職員臨時措置法というのがございまして、それによりまして一般職員の給与に関する法律を準用いたしておるわけでございます。そういう関係から、一般職員の給与に関する法律で行政一表、行政二表というので分かれて、それぞれ適用する人を異にしておるわけでございます。その行政二表の適用をさされる職員は、政府職員と全く同じでございます。裁判所に限って範囲を広げ

たり範囲を狭めたりしている部分はないと思います。その適用される部面、職種を申し上げますと、大体技能職として甲、乙がございまして、それには電話交換手、タイピストの見習い、運転手、電工、汽かん士、営繕手、調理士、それから労働職といたしましては、甲、乙がございまして、守衛、庁務員、エレベーターの運転士、給仕、こういったものが行政二表を適用されておるわけでございます。合計いたしますと千八百五十三人ほど二万人の中におるわけでございます。この人たちは、私は直接こういう人々と折衝するといふのはおかしいのですが、役員を通じていろいろ話を聞くわけなんです。ぜひこの行政二表というものを撤廃してほしい、何か一表と二表との間に差別をつけられていふような気がする。だからどうかひとつこれは撤廃してほしいというのを切実に訴えてまいっております。が、御承知のように私のところでは一般職員の給与に関する法律を準用いたしております。関係上、人事院が勧告をいたしまして政府がこれを撤廃しない限り、私ども

のところではどうにもならない、できるだけその意向は伝えるということをやっておるわけでございます。これらの人たちは、初任給は決して悪くはない。しかしある程度進みますと、十年ないし十数年たちますと、行政一表適用者よりは少しづつ上り方がおそくなっている。これが実に困るというのが切実な撤廃の願ひの基礎のようにございまして、そういう点につきましましては人事院も十分考慮いたしておるものと思っております。将来は改善される問題ではなからうかというふうに私ども

としては推察いたしておるわけでございます。

○志賀(義)委員 検察庁のほうにはこういう事例があるようですがどうでしょうか。婦人が妊娠したりするとすぐやめさせられるという事例があるようですがどうですか、そういうことはございましょうか。

○神谷説明員 法務省の人事課長でございますが、検察庁におきましてそのような方針をとっておるという事はないはすでございます。ただ、女子職員が出産いたしました場合、育児に専念したいということをやめるとか、あるいは職務に十分に従事しにくいという事でみずからつとめにくくなつて退職を申し出るというものはございませう。しかし、これは検察庁に限つたことではなくて、あらゆる官庁において、あるいは民間においてもそういうことがあつておると思ひます。しかし、検察庁におきまして辞職を強要するといつたようなことは絶対にないはずでございます。私どももいたしまして、そのようなことはないやうにとつて指導してまいつておるのでございませう。

○志賀(義)委員 事実そういう訴えがあつたのでございませう。いまのお話も微妙なやうな感じがして、本人のほうでつとめにくくなつたといふやうに言われますが、まさかつとめにくくなるやうな意地の悪い指導をされておるのじやないでしようね。どうもそのにおひが感じられるんだ、いまおつしやることでは。だからそういう訴えが出てくるのです。いやしくも検察庁というのは、裁判においては公益を代表して法を守ることをたてまえにされておる官

庁でしょう。そういうところで意地を悪く、お産をした、子供ができたからと出ていけがしにされては困りますから、そういうことのないやうに指導していただきたいということ、それから、また今後そういう事例があらましたら、きようおつしやつたことは職事録にも残りますから、そういうことで私のほうからあるいは従業員のほうから詰め寄られることのないやうに、適切な指導をしていただきたいと思ひます。

まだいろいろありますけれども、石野委員の質問があるやうでありますから、とにかく全国司法部職員労働組合のほうから給料袋を私によこしましたのは、「私たちは、このような生活の実態を広く国民に知つてもらひ、要求解決の戦いを進めよう、ためらいや、恥ずかしさを乗り越えて、一人一人の給与明細書を国民の前に明らかにしてきまして。」こういう趣旨で出されておるのです。たゞいまのお話で、どうも最初のお話から私の申し上げるところにはつきりお答えにならない面があつたやうに思ひますが、そういう点のないやうにひとつやつていただきたい。これで一応私の質問は打ち切りませうけれども、ことに婦人の従業員の方の訴えは切実なものがあります。子供の養育もできない、恥ずかしい、こういうのが非常に多いのであります。そういう点は特に判検事の報酬に關する法律の改正案といふことに關連しまして、そういう点までもあなた方が十分考慮されませんと、私どもとしては納得いきたい点がますます出てくる、こういうことだけ申し上げておきましてあとに譲ります。

○三田村委員長代理 石野久男君。

○石野委員 この際關連して質問させていただきますが、報酬あるいは給与の改正に伴つて出てくる特別職と一般職との間の違いが非常にわれわれ心配になりまして、またいま志賀委員からも話があつたやうに、女子の方々のやはり給与の問題等について、そういう問題は改正の時点で十分に改正されない、やはり改正の意味がないと思ひます。この際、私は大臣にお聞きしたいのですが、給与の改正を行なつた結果として、法務行政の上でそのしわ寄せが他の部門にいろいろ出てまいりまして、そのことが法務行政上一般の国民大衆に不便を与えたり、不利益を与えたりするやうなことがあることを非常に私たちは憂へるわけでありませう。

そういう時点でこの際、法務省の法務局が出張所の統合などを行なうことがしばしばなされております。この時点での一般の国民大衆の不便ははかり知れないものがございますので、この機会に大臣にひとつお尋ねしたいのです。出張所の統合については、いまだどういふやうな構想でこれを推進しておるか、どの程度に進められておるか、この際ひとつお聞かせ願ひたい。

○賀屋國務大臣 給与の改善につきましても、特別職の給与の改善につきましても、裁判官や検察官が、他の官吏に比しまして、改定が權衡上不利に過ぎるやうなことは、嚴重に注意いたしまして、ないやうにいたして、結果として、いろいろあひだ問題は、当事者がこれなら十分だ、満足したといふことになることはなかなか困難でございますが、少なくとも權衡論からしまして、裁判官、検察官の特別職の上

のほうの給与が不利益に改定されたといふ点はないものと考えております。

それから一般に行政の措置は、国民のために非常な不利益、不便をかもすやうなことを避けるべきではないか。できるだけ便宜を与えていくといふことは、十分その点に重きを置いて考へております。それで、法務局出張所等の統合等につきましては、単に行政官理面からの便宜ばかりでなく、むしろ利用者として十分考へていかなければならぬ。人員等を能率的に使うと申しますか、事務をとらせました場合には、統合の必要の面も相当理由はあると思ひますが、その結果、その地方の登記所に用がある一般民衆のゆゆしき不便を来たすやうなことは厳に避けるやうに、したがひまして、その統合等につきましても、必要な場合には、十分に地元の人々の了解、理解を求めてやるといふ方針で参つておる次第でございます。

○石野委員 給与の改正が行政面に寄せられてくるやうなことがあると思つておられますので、そういうことのないやうに、いま大臣からの御答弁があつたやうな方向で法務行政といふものは指導されていかれることを望みます。そこで、ただいま問題になります法務局の出張所の統合の問題につきましては、大臣からの御答弁は、なるべく地元民の不便にならないやうに、話し合ひの中で解決しようといふ御趣旨のやうでございますけれども、實際には、地元の方々と相談も何もないままに出張所の移転統合が行なわれたり、あ

るいはまたそのことのために著しく一般の方々が迷惑をこうむつていふやうな事例が各所にひんびんと起つてゐるわけでございます。こういう問題について、實際に地元の方々の不便が明確であり、行政上からいきまして、地元民が著しく不便を感じてゐるやうなときには、すでに統合されましてやうなものでも、前の位置にまた復帰させるといふやうなことの考へがございませうか。あるいはまた、これから統合しようとするものについて、そういうことがわかつた場合に、これをやめるといふやうな考へが法務大臣にございませうか。そのことをひとつお聞かせ願ひたいのであります。

○賀屋國務大臣 率直に申し上げまして、統合の議がございまして、それが地元と円満に話し合ひが済んでおるといふときのみ、私としては決裁をいたしておりました。そういう次第でございます。無理にやるといふことはないものと私は存じております。あるいは過去に統合されましたものが再分割の必要があるかといふ問題になります。これは過去に別々であつたのだから要請があればすぐ再分割するといふことは、いろいろ予算その他で困難もございませうから、すぐそのとおりとは申し上げられませんが、よくよく必要な事情があれば検討はいたしたいと思ひます。

○石野委員 大臣は、そういう不便を来たすやうなことはなかつたやうと思ひ、話し合ひも十分つておるのだと思つてゐるとおつしやられるのですが、事實上、たとえば私は茨城でございますが、茨城で水戸地方法務局の石塚出張所の事務を水戸地方法務局に移

管したのですが、それをもとの状態に復活してくれという要望が私のところに来ておるのです。これは法務省に出ておると思います。これは非常的確に不便の実情を出しておりますので、御参考までにちよつと申し上げます、たとえば石塚の出張所があります場合のこの常北町というところの方々は、事務を処理するのに往復全然時間をかけないでやれた。ところが、水戸へ行ったために最低一日かかる。それから、桂村では、町内におるときは五十円でできたものが、今度は一日かかって、しかもそれが倍額の経費がかかってくる。それぞれずつとたくさんあるわけですね。たとえば常北町の場合は、経費がゼロだというのが百五十円かかるようになってくるし、日にちも倍かかる、こういう形になる。それから、御前山の場合は、石塚出張所のとときには百五十円で済んだものが、二百四十円も往復の旅費がかかって、しかも二日間でなければ処理できない。こういう状態がしばしば出ているわけであります。

それから、これはただ個人の場合でなく、たとえば別なところで、出島の出張所がございまして、それを土浦の支局へ統合するというような場合になりますと、村全体としてこういう要望があるのです。村においても、農地事務処理のために、交換分合や区画整理、あるいは道路の拡張、新設や河川改修のための農地の転用、移転、企業誘致関係など、毎日三、六十名の職員を派遣して登記事務を進めているわけですが、これをやるようになりますと、それが朝から晩まで一日かかって、しかも人員としては四倍ぐらいかかるよう

になってくるだろう、こういう事情が訴えられておるわけでございます。こういうように、この石塚の出張所のごときは、すでに移転は行なわれたのでございまして、ぜひひとつ復活してほしい、こういう要望を熱烈に行なっておるわけでございます。

それからまた、他の面におきましては、すでに石下の出張所を水戸地方方法務局へ統合するわけでございますが、こういうような場合になりますと、これは昔火事があった出張所が焼けた、それを地元で全部出して復活させてやっただけだ。そういうところを今度は全部水戸なら水戸に取り上げてしまふ。自分たちはみな法務省に協力して復活してあげたのに、いまは相談もなしに水戸の法務局に持っていくということになると、不便どころか、そのいう従前においての行為なんかも全く無視された形で、政府当局に対する地元民の協力が全然無視されていることはもってのほかだという意向が書かれてあるわけでございます。

こういうようなことを考えますと、給与の増額とか報酬の増額ということを一方向で考えて、法務行政をスムーズに行なうための方向がとられる反面、一般の人々に対しては非常に不便を来すということになりますと、それは全く趣旨と相反するものになってくるのではないだろうか。だから、給与改正については、生活のしにくくなっている実情に見合せて、できるだけいろいろな方法を講じてくれることに對して、われわれはやはりそれをよしとしますけれども、それが一般の国民大衆に著しく不便を来すようなしわ寄せが出てくるようなことでは、これは何

の役にも立たないと思うのでございませう。そういうような意味で、すでに地元民から非常にきつい要望の出ているものについては、法務当局としても一度再考していただきたい。ことに農村の改善事業がどんな行なわれてきますと、農地統合だとかなんとかで、やはりいろいろ法務行政上の仕事がたくさん出てまいります。そういうことについて、印鑑証明一つとるだけで一日も二日もかかるようなことで、とてもこれは行政上の合理化でも何でもございせんので、こういう点について法務大臣はもう一べんひとつ当局の出先官憲を指導なさつて、大臣が判を押した方面についても、悪かった、よくなかったというものについて改めたいだかことが、ほんとうに大臣の国民大衆に対する奉仕の精神に合致するものじやないかと思う。この出張所の統合の問題について、行き過ぎやあるいはその後の事情からどうもまずいと思うようなことについては、これは改めていただくことがよろしいのじやないかと思ひますけれども、大臣はその点いかにお考えですか。

○賀屋国務大臣 お話を伺ひまして、ごもっともな点が非常に多いと思ひます。統合しますほうは、いま登記所に一人しか役人がいないような場合、なるべく二人にしたい、これは仕事の上からもつともだと思ひます。そうすると、その登記所の仕事の分量が非常に少ない、二人分はともない、場合によつては一人分でも非常にひまがあるという場合もあると思ひます。そういう際には、統合したいという考えが起くるのは役所側は当然だと思ひるのでございませう。しかし、いまお話がござ

いましたように、民衆の側からいきましたら、統合の場合にはパス料金等が非常にかかる。そういう面から考えなければならぬのでございまして、役所の管理面ばかりから考えるというところは私はいけな思ひます。これはほかの面でも私はぜひぶん経験しておりますが、役所のほうは簡素化して経費を節約したい。国民のほうは、簡素化どころか非常に時間がかかる、非常に金を使う。これはプラスマイナスしてみたら、そのほうが国家経済全体から見たらむしろマイナスになったという面があるかと思ひるのでございませう。そういう点につきまして十分注意いたすようにしております、現在はお示しのように、地元で話し合ひができておるかどうかということ必ず確

かめて統合の決定をいたしておるような次第でございませう。なお、すでに済んだものにつきましては、先ほど申し上げましたように、これはまたなかなか予算の配付面その他で新たに生み出さなければならぬので、いろいろございませうけれども、十分に検討いたしますとできないのでございませう。率直に申し上げまして、どういふ事例であるか、ちよつとメモにでも書いていただいて、ちよつだいしまして検討いたしたいと思ひます。

○石野委員 大体大臣の御意向がわかりました。これはただ私どもの地域だけじやないと思ひます。これは一般的な問題ですから全国的にあると思ひます。私はいま茨城の一例を出したわけでございますけれども、全国的な面で、特に農村の方々が非常に困りのところが多いと思ひますので、そういう点をひとつ御配慮いただきたい。こ

ういう給与法改正の問題に関連して、そういうことが、大臣の言われたように国民大衆に逆にしわ寄せになり、経費がかさむ、時間がかかるということに絶対にならないようにしていただくようお願いして私の質問を終わります。

○三田村委員長代理 他に質疑はございせんか。別に質疑もないようでありますから、これにて両案に対する質疑は終了したいと存じます。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三田村委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、両案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○三田村委員長代理 これより討論に入る順序でございませうが、別に討論の申し出もございせんので、直ちに採決いたします。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三田村委員長代理 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

おはかりいたします。ただいま可決せられました両案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、これに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三田村委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次会は来たる十七日午前十時理事  
会、十時三十分委員会を開会すること  
とし、本日はこれにて散会いたしま  
す。

午後零時十六分散会

〔参照〕

裁判官の報酬等に関する法律の一部  
を改正する法律案（内閣提出第三号）  
に関する報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部  
を改正する法律案（内閣提出第四  
号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十八年十二月十九日印刷

昭和三十八年十二月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局